

法 第1377号
平成24年6月19日

公益財団法人とよなか国際交流協会
理事長 大津留 智恵子 様

大阪府知事 松 井 一 郎



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成24年6月19日から平成29年6月18日まで